

【神奈川県文化財保護条例抜粋】

（現状変更等の制限）

第 35 条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第 14 条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による許可を与える場合について準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第 14 条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

（現状変更等の許可申請）

第 29 条 [条例第 35 条第1項](#)の規定による許可を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、神奈川県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書（[第 26 号様式](#)）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（1）第9条各号に掲げる書類※

（2）現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の実測図又は地形図

※（**第9条** [条例第 14 条第1項](#)の規定による許可を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、神奈川県指定重要文化財現状変更等許可申請書（[第9号様式](#)）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。）

（1）現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の設計仕様書及び設計図

（2）現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図

（3）申請者が所有者でない場合は、所有者の承諾書（管理責任者が選任されている場合にあっては、管理責任者の承諾書）

（4）所有者と権原に基づく占有者が異なる場合で申請者が当該占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

（5）その他教育長が必要と認める書類

（現状変更等の終了の届出）

第 10 条 [条例第 14 条第1項](#)の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を終了したときは、速やかに現状変更等終了届（[第 10 号様式](#)）にその結果を示す写真又は見取図を添えて教育長に届け出なければならない。

（現状変更等の許可を受けることを要しない措置の範囲）

第 30 条 [条例第 35 条第2項](#)に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる事項とする。

（1）県指定史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（当該指定後において

【神奈川県文化財保護条例抜粋】

現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状)に復すること。

(2) 県指定史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の範囲の拡大を防止するために応急の措置をすること。

(3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が、き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去すること。

(県指定重要文化財に関する規定の準用)

第 31 条 (抜粋) 第 10 条の規定は[条例第 35 条第 1 項](#)の規定による許可を受けた者について準用する。この場合において、第 10 条中「写真又は見取図」とあるのは「写真」と読み替えるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲)

第 36 条の 8 次の各号に掲げる事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 55 条第 1 項の規定に基づき、それぞれ当該文化財の所在する地域を管轄する市町村が処理することとする。

(1) 法及び法の施行のための教育委員会規則に基づく次の事務

ア 法の規定により、教育委員会に提出し、又は教育委員会を経由して文部科学大臣若しくは文化庁長官に提出する届書その他の書類を受理し、及びこれを教育委員会に送付すること。

イ 法の規定により、教育委員会が発し、又は教育委員会を経由して文部科学大臣若しくは文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知を行うこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、教育委員会規則に基づく事務で別に教育委員会規則で定めるもの

(2) この条例及びこの条例の施行のための教育委員会規則に基づく次の事務

ア この条例の規定により、教育委員会に提出する届書その他の書類を受理し、及びこれを教育委員会に送付すること。

イ この条例の規定により、教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知を行うこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほかこの条例の施行に係る事務のうち、教育委員会規則に基づく事務で別に教育委員会規則で定めるもの